

【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 平成 29 年 1 月 7 日 (火) 13 時 30 分

2. 開催場所 篠栗町役場 2 階 中会議室

3. 出席委員 (10 名)

農業委員

5 番 鷹巢 礼子 (会長)

2 番 藤 勝徳 (副会長)

1 番 藤 憲作

3 番 藤 好信

6 番 古屋 英昭

7 番 三代 由美子

10 番 萩尾 由紀子

11 番 城戸 一寿

12 番 呑山 辰巳

農地利用最適化推進委員

合屋 光久

4. 欠席委員 (4 名)

4 番 岡部 秀美

8 番 関 寛仁

9 番 松田 護

柳池 吉則

5. 議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画
について (期間借地 15 件)

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画
について (利用権設定 33 件)

報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について (2 件)

その他

平成 30 年の総会日程について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 俊孝

事務局員 田村 明広

事務局員 葉山 芳樹

7. 会議の概要

議 長	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>只今から篠栗町農業委員会平成 29 年 11 月期総会を開催いたします。</p> <p>岡部委員、関委員、松田委員、柳池委員については欠席の連絡をいただいております。</p> <p>本日の総会は過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第 6 条の規定により総会は成立しております。</p> <p>【議事録署名人の指名】</p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により</p> <p>10 番：萩尾 委員と</p> <p>11 番：城戸 委員にお願いします。</p> <p>【会議書記の指名】</p> <p>また、本日の会議書記について事務局葉山さんを指名いたします。</p> <p>【日程の説明】</p> <p>本日の日程についてですが、議案第 1 号から議案第 4 号までを審議、その後、事務局より報告第 1 号と連絡事項等を受け散会いたします。</p>
議 長	<p>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議】</p> <p>それでは、「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第 1 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 説明】</p>

	<p>平成 29 年 10 月 16 日付で、農地法第 3 条の規定により許可申請があったものです。議案書 1 頁をご覧ください。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>概要について説明いたします。</p> <p>今回は所有権移転（贈与）が目的となっております。申請地は 5 筆で面積は 2,710 m²となっております。</p> <p>本件は、農地法第 3 条第 2 項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えていることから、全ての許可要件を満たしております。</p> <p>なお、当該用地に係る利用権の設定についてですが、高田区の藤 栄一さんが使用貸借で借入れをされ耕作されております。</p> <p>譲受人である関 弘子さんと藤 栄一さんがご兄弟であることもあり、今後とも藤 栄一さんが引き続き耕作されるとのことです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元農業委員の藤 好信 委員から何かありませんでしょうか。</p>
<p>3 番 藤 好信委員</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 採決】</p> <p>議案第 1 号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問なし】</p>

	<p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>出席委員全員賛成により、議案第 1 号は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 審議】</p> <p>それでは、「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 説明】</p> <p>平成 29 年 10 月 24 日付で、農地法第 3 条の規定により許可申請があったものです。議案書 5 頁をご覧ください。</p> <p>【議案書の朗読】</p> <p>概要について説明いたします。</p> <p>本件についても所有権移転（売買）が目的となっております。申請地は 3 筆で面積は 2,006 m²となっております。</p> <p>本件は、農地法第 3 条第 2 項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えていることから、全ての許可要件を満たしております。</p> <p>なお、当該用地に係る利用権の設定についてはありませんでした。</p> <p>ご存知の方もおられるかと思いますが、申請地の一部は山林となっております。ただ所有権移転の場合、登記地目が農地であった場合には必ず農業委員会の許可を要することとなるため、今回の申請になったものです。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>

議 長	<p>【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 採決】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>議案第 2 号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p>
10 番 (萩尾委員)	<p>登記地目が農地であるから 3 条許可申請に至った。とのことでしたが、法務局の登記の際にですが、私の理解では登記地目が農地であって、現況が山林であっても課税状況が農地での課税である場合については 3 条許可を求められるが、農地以外の課税であった場合には 3 条許可を法務局から求められることはないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局としては、登記地目が農地である場合には必ず 3 条許可申請が必要であると認識しております。</p> <p>ただ、萩尾委員からのご質問については、後日法務局に問合せを行って確認いたします。</p>
議 長	<p>他に議案第 2 号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>出席委員全員賛成により、議案第 2 号は、原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>【議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画（期間借地）について 審議】</p> <p>それでは、「議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画」について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画（期間借地）について 説明】</p>

それでは、事務局より説明いたします。議案第 3 号ですが、篠栗町農用地利用集積計画、期間借地を目的とした利用権設定 15 件となります。

それでは説明いたします。議案書は 9 頁から 13 頁をご覧ください。

篠栗町長より、平成 29 年 10 月 25 日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている期間借地を目的とした利用権設定、更新 8 件、新規 7 件、合計面積 27,173 m² (2.7ha) です。

【議案書の朗読】

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に次のような要件が規定されております。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。
- ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。
- ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。

以上です。

議 長

【議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画（期間借地）について 採決】

	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第 3 号について皆さんから何かご質問はありませんでしょうか。</p> <p>【質問等なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画（期間借地）」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>出席委員全員賛成により、議案第 3 号は原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第 4 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 審議】</p> <p>それでは、「議案第 4 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）」について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第 4 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 説明】</p> <p>議案の説明に入ります前に皆様にお知らせいたします。</p> <p>議案書 20 頁の審議番号 25 については鷹巣会長のご主人が申請人になります。</p> <p>また議案書 21 頁の審議番号 31 は藤 好信委員、議案書 22 頁の審議番号 32 と 33 については藤 勝徳副会長ご本人が申請人となります。</p> <p>これは「農業委員会法第 24 条及び篠栗町農業委員会会議規則第 10 条、議事参与の制限」の規定に該当します。事務局説明の間はそのままで結構ですが、採決時には退室いただくことになります。議長からご案内しますので、その際は退室をお願いいたします。</p>

それでは、事務局より説明いたします。議案第4号については、一般的な表作を目的とした篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）33件となります。

それでは説明いたします。議案書は14頁から22頁をご覧ください。

篠栗町長より、平成29年10月25日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定、更新33件、合計面積61,902㎡（6.1ha）です。

【議案書の朗読】

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に次のような要件が規定されております。

- ⑥ 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ⑦ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。
- ⑧ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。
- ⑨ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。
- ⑩ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。

説明は以上です。

議 長

【議案第4号 篠栗町農用地利用集積計画について 採決】

ありがとうございました。

	<p>では、まず議案第 4 号の審議番号 1～24、及び 26～30 について審議、採決いたします。</p> <p>何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問等なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 4 号の審議番号 1～24、及び 26～30 について賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第 4 号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号 1～24、及び 26～30 は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に審議番号 25 について審議、採決いたしますので、一旦職務を藤 勝徳副会長にお願いいたします。</p> <p>【鷹巣 会長 退室】</p>
<p>藤 勝徳 副会長</p>	<p>篠栗町農業委員会会議規則第 16 条により、審議番号 25 の採決については私が会長職務を代理いたします。</p> <p>審議番号 25 について何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。</p> <p>【質問等なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 4 号の審議番号 25 について賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p>

	<p>出席委員全員の賛成により、「議案第 4 号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号 25 については原案のとおり決定いたします。</p> <p>鷹巢 会長は入室してください。</p> <p>【鷹巢 会長 入室】</p>
議 長	<p>【議案第 4 号 篠栗町農用地利用集積計画について 採決】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に議案第 4 号の審議番号 31 について審議、採決いたしますので、藤 好信委員は退室をお願いします。</p> <p>【藤 好信 委員 退室】</p> <p>審議番号 31 について皆様から何かご意見ご質問はありませんでしょうか。</p> <p>【質問等なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 4 号の審議番号 31 について賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第 4 号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号 31 については原案のとおり決定いたします。</p> <p>藤 好信 委員は入室してください。</p> <p>【藤 好信 委員入室】</p>

	<p>次に審議番号 32・33 について審議、採決いたしますので、藤 副会長は退室をお願いします。</p> <p>【藤 勝徳 委員 退室】</p> <p>議案第 4 号の審議番号 32・33 について何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問等なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 4 号の審議番号 32・33 について賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第 4 号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議 32・33 については原案のとおり決定いたします。</p> <p>藤 副会長は入室してください。</p> <p>【藤 副会長 入室】</p>
<p>議 長</p>	<p>【報告第 1 号について】</p> <p>それでは報告第 1 号について、事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【報告第 1 号 「農地法第 5 条の規定による農地転用届出」について】</p> <p>それでは議案書 23 頁をご覧ください。平成 29 年 10 月 20 日に受理したものです。</p> <p>【報告第 1 号 報告番号 1 朗読】</p> <p>次に議案書 28 頁をご覧ください。平成 29 年 10 月 25 日に受理したものです。</p>

	<p>【報告第 1 号 報告番号 2 朗読】</p> <p>報告番号 1 及び 2 について、申請地は市街化区域ですので、農地法第 5 条による農地転用届出を受けたものです。報告番号 1、2 共に申請面積が 1,000 m²を超えませんが、開発許可は不要となりますが、都市整備課との事前協議等の手続きはなされていることは確認しております。</p> <p>以上報告第 1 号について、書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告第 1 号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問なし】</p> <p>報告第 1 号については許可を要しませんので、先ほどの事務局の報告事項として取り扱います。</p> <p>引き続き、事務局より連絡事項をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>○平成 30 年の農業委員会総会の日程について</p> <p>○視察研修について連絡</p>
<p>議 長</p>	<p>皆様から他に、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p>【特に意見等なし】</p> <p>それでは、これで平成 29 年度 11 月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>